

別紙1 特措法第24条第9項等に基づき休業を要請する施設

施設の種類	施設	要請の内容
遊興施設等	キャバレー	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	
	ダーツバー	
	パブ	
	デリヘル	
	アダルトショップ	
	インターネットカフェ	
	漫画喫茶	
	カラオケボックス	
	ライブハウス	
	文教施設	
小学校		
中学校		
義務教育学校		
高等学校		
高等専門学校		
中等教育学校		
特別支援学校		
大学・学習塾等(※) 【床面積の合計が1,000㎡超】	大学	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請) ※オンライン授業、家庭教師は対象外
	専門学校	
	高等専修学校	
	専修学校・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	
	自動車教習所	
	学習塾	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
	体操教室	
運動・遊技施設	体育館	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請) ※1 屋外施設は、対象外とする ※2 観客席部分については、対象とする
	屋内・屋外水泳場	
	ボーリング場	
	スケート場	
	スポーツクラブ	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	ゴルフ練習場(※1)	
	バッティング練習場(※1)	
	陸上競技場(※1、※2)	
	野球場(※1、※2)	
	テニスコート(※1、※2)	
	柔剣道場	
	弓道場(※1)	
	マーチャン店	
	パチンコ店	
	ゲームセンター	
	テーマパーク	
	遊園地	

劇場等	劇場	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
	演芸場	
集会・展示施設	集会場	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	
博物館等 【床面積の合計が1,000㎡超のもの】	博物館	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請) ※5月10日まで。5月11日以降は、基本的な感染防止対策の徹底を依頼したうえで、休業要請の対象外とする。
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	記念館	
	水族館	
	動物園	
	植物園	
ホテル又は旅館 【床面積の合計が1,000㎡超のもの】	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	
商業施設 【床面積の合計が1,000㎡超】	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業要請)
	ペット美容室（トリミング）	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	
	古物商（質屋を除く）	
	金券ショップ	
	古本屋	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物屋	
	旅行代理店（店舗）	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	スーパー銭湯	
	岩盤浴	
	サウナ	
	エステサロン	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	写真屋・フォトスタジオ	
美術品販売		
展望室		